

労働相談員の募集 (令和 8 年 4 月採用)

公益財団法人千葉市産業振興財団

公益財団法人千葉市産業振興財団では、市内中小企業の労働者の雇用や労働に関する相談を受け付け、その内容に応じて専門機関等の紹介を行う「労働相談員」を下記のとおり募集します。

記

1 募集内容、勤務条件等

(1) 募集人数：若干名

(2) 主な業務

(雇入れ直後)

- ・労働に関する相談受付業務を行う。
- ・労働相談に関する情報収集を行う。
- ・労働相談に関する事例の取りまとめを行う。

(変更の範囲)

雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

(3) 報 酬：日額 13,000 円

(4) 通勤手当等：通勤手当及び旅費は、実費相当額を財団規程に基づき支給

(5) 勤務場所

(雇入れ直後)

公益財団法人千葉市産業振興財団

千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 8 階及び

原則として、土曜日・日曜日は自宅での勤務

(変更の範囲)

雇入れ直後の勤務場所と同じ

(6) 勤 務 日：週 3 日勤務(曜日を固定)

(7) 勤務時間：原則として、午前 9 時～午後 5 時 45 分(うち休憩 60 分)

(8) 休 日 等：祝日並びに年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)

(9) 休 暇：年次有給休暇、夏季休暇等を付与

(10) 社会保険等：社会保険(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

及び労働保険(労災保険・雇用保険)に加入

2 委嘱期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

※ 契約の更新 有 (契約期間満了時の業務評価等により判断する)

更新の上限 有 (通算契約期間の上限 5 年。ただし 70 歳到達年度まで)

3 応募要件

(1) 相談受付業務にあたり、人的ネットワークを有し、労働相談・顧客接遇の実務経験があり、次のアからウまでの要件のいずれにも該当する者

ア 人事・労務分野に知見を有する者

イ 中小企業に対する公的機関の支援に知見を有する者

ウ その他、業務に必要な資質及びスキルを有すると認められる者

(2) テレワークを実施する上での、必要な要件(パソコンの操作等)を身に着けていること。

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しないこと。

4 選考方法

(1) 第 1 次審査 応募書類の審査を行い、可否を決定・通知(12 月下旬を予定)します。

(2) 第 2 次審査 第 1 次審査の合格者に対し、個別面接(1 月 20 日を予定)を行い、最終可否を決定・通知(1 月下旬を予定)します。

※ 電話等での可否の問い合わせにはお答えできません。

5 応募方法

(1) 応募書類の提出

次の書類に必要事項を記入のうえ、公益財団法人千葉市産業振興財団に持参、郵送又はメールに添付して提出してください。

ア 応募申込書(様式 1)

イ 履歴書(様式 2 の 1・様式 2 の 2)

ウ 自己評価表(様式 3)

エ 課題レポート

相談者(労働者・経営者)から労働相談を受けた際に、どのような点に留意して対応し、どのようなアドバイスを行うかについて、以下の①～③の事例についてそれぞれ 400 字以内でお答えください。

①従業員から、「上司からパワハラを受けている」との相談を受けた

②賃金が払われない

③会社から退職を強要されている

※ 書式は、A4 版縦・横書きとし、末尾に字数を表示してください。

(2) 応募書類受付期間

令和7年11月17日(月)～12月12日(金)午後5時必着

- ※ 持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとなります。
- ※ 郵送の場合は、簡易書留で、封筒に「応募書類在中」と記載してください。
- ※ メールに添付する場合は、セキュリティ等に十分注意してください。
- ※ 応募書類の不足、記載事項に不備等があった場合は、受理できません。

(3) 応募書類書式の配布について

公益財団法人千葉市産業振興財団のホームページの所定の項目から入手してください。⇒ <https://www.chibashi-sangyo.or.jp/>

(4) 応募書類の作成について

全て「MS-Word」で作成するものとします。この場合において、記載量に応じて欄の高さは変更可としますが、記入する内容がない欄については、削除しないで残すものとします。

6 お問い合わせ・応募先

〒260-0013

千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 8 階

公益財団法人千葉市産業振興財団

担当 永作

電話 043-201-9501

電子メール saiyo@chibashi-sangyo.or.jp

- ※ 電話でのお問い合わせの受付は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとなります。